

令和8年稲沢市教育委員会 第4回定例会会議録

1 日 時 令和8年4月23日(木) 午後1時30分～午後2時01分

2 場 所 議員総会室

3 出席委員 教育長 渡辺 孝雄
教育長職務代理者 伊藤 浩樹
委員 澤田 可奈子
委員 大島 宏之
委員 森 誠子
委員 大崎 正敬

4 説明のため出席した職員

教育部長 大口 伸
教育部次長兼庶務課長 江頭 弘幸 庶務課主幹 犬飼 貴志
学校教育課長兼指導主事 伊藤 尚 学校教育課統括主幹兼指導主事 伊藤 実
学校教育課主幹兼指導主事 笥 勝吉
生涯学習課長兼美術館長 別府 正弘
生涯学習課主幹 田村 正樹 生涯学習課主幹 渡辺 幸治
スポーツ課長 佐波 正巳 スポーツ課主幹 鈴木 元行
図書館長 中田 晶博 図書館主幹 中島 稔
書記 庶務課 鈴木 達哉 北村 公美

5 教育長報告

6 前回会議録の承認

令和8年第3回定例会会議録 承認

令和8年第2回臨時会会議録 承認

7 教育委員会報告

8 議事

- ・承認案第2号 稲沢市史編さん委員会委員の委嘱について
- ・承認案第3号 稲沢市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について
- ・議案第29号 審査請求に係る裁決について

9 報告

- ・稲沢市教育委員会後援名義使用承認について
- ・稲沢市立学校保健結核対策検討委員の委嘱について
- ・稲沢市教育支援委員会委員の委嘱について
- ・稲沢市地域学校協働活動推進員の委嘱について
- ・稲沢市少年愛護センター指導員の解嘱及び委嘱について
- ・令和9年度稲沢市民会館の休館日について
- ・稲沢市学校開放運営委員会委員の委嘱について
- ・稲沢市学校開放管理指導員及び稲沢市学校開放管理指導事務取扱者の委嘱について

10 その他

11 次回開催予定日時

－ 開 会 －

◎教育長

定刻になりましたので、令和8年第4回教育委員会定例会を開会します。

◎教育長

教育長報告ということではじめに私からお話します。

令和8年度が始まって3週間余りが経過しました。今年度、新1年生として、小学校は902名、中学校は1,082名を迎え、在校生と合わせて小学校は6,484名、中学校は3,402名、合計9,886名の児童生徒で今年度始まりました。昨年度の同じ時期に比べて、小学校で177名、中学校では66名少なくなっておりまして、いよいよ1万人を切るスタートとなっています。

また、初任者として小学校に14名、中学校に3名の計17名の先生を迎えています。昨日、第1回の初任者研修を行いました。緊張しつつも明るい表情で参加していたことが印象に残っています。これからの稲沢市の学校教育を担う貴重な人材として成長していくことを期待しているところです。

さて、学習指導要領の改訂に向けて、各教科等のワーキンググループで審議が進んでいます。今年度の夏頃に審議のまとめが公表され、今年度中に答申される予定となっています。

先日参加しました東海北陸都市教育長協議会研究大会においても、文部科学省初等中等教育局教育課程課から、人口減少、少子高齢化、グローバル化、デジタル化、社会の不確実性の高まりなど、今回の学習指導要領改訂の背景と、現在の審議状況について説明がありました。

今回の改訂では、多様な子どもたちがいる中で、誰一人取り残すことなく、「深い学び」を確かなものにすることを重視しています。文部科学省が作成した資料の中で、子どもたちの多様な在り方の現状について、小学校の35人学級をモデルに落とし込んだものがありますが、それによれば、35人の子どもたちの中で、

- ・ 特異な才能のある子どもが0.8人、全体の2.3%
- ・ 発達障害の可能性のある子どもが3.6人、割合として10.4%
- ・ 不登校が0.6人、割合として1.7%
- ・ 不登校傾向が4.1人、割合として11.8%
- ・ 家にある本の冊数が少なく学力の低い傾向が見られる子どもが11.5人、割合として32.9%
- ・ 日本語を家であまり話さない子どもが1.0人、割合として2.9%

となっています。

このような現状を踏まえて、これからは多様な性個や特性、背景を有する子どもたちを包摂する、柔軟な教育課程のもとで、主体的・対話的で深い学びの実現を目指していくこととなります。

このことを具体的に学校で進めていくためには、教職員や保護者の意識改革が必要になると思っています。つまり、全ての子どもに同じ対応をすることが平等だという考え方や、特定の子どものみだけ特別扱いできないという考え方に固執せず、子どもの置かれた状況に応じて、必要な子どもに必要な支援をしたり、形式的な平等の対応ではなく、公平性の観点から支援したりしていくことが必要だという見方に変えていくということが必要だと考えています。

子どもたち一人一人の可能性を広げ、伸ばしていくために、多様な子どもたちを包摂するという理念を教職員が共有し、学校としての対応や考え方を保護者や地域の皆さんに丁寧に説明して、理解を求めていくことが、これからは大切になっていくと考えています。

以上、教育長報告といたします。

◎教育長

3. 前回会議録の承認について、会議録を順次お返ししますので、お目通しをいただき、署名をお願いいたします。

◎教育長

次に、4. 教育委員会報告について、教育部長お願いいたします。

●教育部長

定例会事項の1ページをお願いいたします。先月の定例教育委員会から本日本までの、教育委員会に関わる主な行事について報告させていただきます。

3月30日月曜日、ボーイスカウト部門の進歩制度において最高位である「菊章」を修得されました治郎丸中学校3年生の野村奏太さんが、修得報告のため教育長を表敬訪問されました。

次に、3月31日火曜日、教職員退職辞令伝達式では、校長職3人を含む15人の教職員の退職辞令伝達式を行いました。

次に、4月1日水曜日、教職員辞令並びに発令通知書の伝達・交付式では、新規採用19人を含む34人の教職員辞令・発令通知書の伝達・交付式を行いました。

次に、4月18日土曜日、宮浦公園にあるD51形蒸気機関車の一般公開を行い、193人の方に訪れていただきました。

次に、4月20日月曜日、市内在住の高校3年生光田陽太さんが3月にさいたま市で開催されました全国選抜高等学校パワーリフティング選手権大会66kg級の部で3位に入賞されたことを報告するため、市長を表敬訪問されました。

以上で、教育委員会報告とさせていただきます。

◎教育長

ただいまの教育委員会報告でご質問等、お聞きになりたいことがありましたらお願いします。

◎教育長

ないようですので、次に移ります。

5. 議事に入ります。別添の議案書に基づいて進めてまいります。

承認案第2号「稲沢市史編さん委員会委員の委嘱について」を議題とします。生涯学習課から説明をお願いします。

●生涯学習課長

議案書2ページをお願いいたします。 (承認案第2号 朗読)

3ページをお願いいたします。

「稲沢市史編さん委員会規則」第4条に基づき、この名簿に記載している永

らく教員として活躍されていた2名の方に、史料の収集、調査及び編集に関する活動を行うため、委嘱するものです。なお、委嘱期間は令和7年度の解嘱者の残任期間となるため、令和9年3月31日までとなります。

説明は以上です。

教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。承認案第2号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、承認案第2号は承認されました。

次に移ります。承認案第3号「稲沢市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。スポーツ課から説明をお願いします。

●スポーツ課長

議案書4ページをお願いいたします。(承認案第3号 朗読)

5ページをお願いいたします。

上段の解嘱該当者が役職を退任されましたので、新たに下段の委嘱候補者を委嘱するものです。

スポーツ推進委員の役割といたしましては、ニュースポーツ普及活動の推進や指導者の育成と併せて、市民のスポーツ参加への機会の創出、各地区体育振興会と連携をとりながら、地域スポーツの推進を図るものです。委嘱期間は、前任者の残余期間であります令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間です。

以上で説明を終わります。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。承認案第3号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、承認案第3号は承認されました。

次に移ります。議案第29号「審査請求に係る裁決について」を議題としま

す。庶務課から説明をお願いします。

●庶務課長

議案書 6 ページをお願いいたします。 (議案第 29 号 朗読)

7 ページをお願いいたします。

図書館に係る審査請求事案について説明いたします。

まず、1 審査請求の概要です。本件の審査請求人は、個人情報保護のため個人と記載しています。処分庁は稲沢市図書館長、審査請求日は令和 8 年 2 月 24 日です。対象となる処分は、令和 8 年 1 月 25 日付けで祖父江の森図書館において行われました図書貸出申込書、すなわち利用者登録に係る代理申請について、不受理とした処分でございます。審査請求の趣旨は、当該処分の取消しに加え、申請の受理並びに貸出券の交付を求めるものです。

次に、2 審理の経過についてです。本件につきましては、審査請求の提起後、処分庁であります稲沢市図書館長から弁明書の提出を受け、その後、審理員に指名されました庶務課長による審理を経て、審理員意見書が提出されております。

次に、3 審理員意見の要旨です。審理員は、図書館規則において申請者を本人に限定する明確な規定は認められないこと、また本件では、委任状及び本人確認書類の提出により、申請の真正性の確認が一定程度可能であったことを踏まえ、本件申請を受理しなかったことは、適切とはいえないと判断しております。このため、本件審査請求には理由があるとの意見が示されております。

次に、4 裁決の内容です。主文は記載のとおり、本件処分を取り消すものがあります。詳細な理由につきましては、8 ページ、9 ページの裁決書をご覧ください。8 ページの裁決書の第 4 当庁の判断において、

- ・図書館規則等において、申請者を本人に限定する明確な規定がないこと
- ・本件においては、代理人が委任状及び本人確認書類を持参しており、本人確認が一定程度可能であったこと

これらを踏まえ、本件不受理は適切でなかったと整理しております。

もう一度 7 ページをお願いします。

最後に、5 今後の対応です。今回の事案を踏まえ、代理申請の取扱いに関する基準が明確でなかったことが課題として認識されました。このため、今後は本人確認手続きの基準を明確化するとともに、運用の統一を図ってまいります。

説明は以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

○大崎委員

確認したい点が2点あります。1点目は、1の(5)審査請求の趣旨についてです。当該処分を取り消しについては、裁決書に明記されていますが、残りの申請受理並びに貸出券の交付ということについては、裁決書では触れられておりません。これは再申請ということによろしいでしょうか。

●庶務課長

申請を受理しなかったという処分について、これを取り消すということですので、今後申請者は代理人申請も可能となります。ですので、裁決書をお認めいただきましたら、裁決書を請求人に送付します。そのうえで、請求人にご連絡させていただいて、申請の受理と貸出券の発行をさせていただく予定です。

○大崎委員

もう1点お願いします。5の今後の対応のところですが、本人確認手続きの基準を明確化するということで、結局は本人が申請できない理由を問わず代理人申請を認めるということで、よろしいでしょうか。

●図書館長

すべて一律に代理人申請を認めるということは考えておらず、今回の場合ですと、体に不自由な方、旦那さんが来られないので、奥さんが代理人申請をしたいといった背景がございます。そういった場合について、一律本人でないといけないというのは厳格、厳しすぎるので、それを合理的な理由が確認できれば、つまり本人確認ができれば認める方向で今後基準等を整理していきたいと考えています。

●庶務課長

ただいま図書館長からは、体の不自由な方が祖父江の森図書館に来られないからということの説明しましたが、今回の件についてはそういった合理的な理由は、ありませんでした。今回の件は、奥さんが祖父江の森図書館に行く際に、行くなら委任状とマイナンバーを渡すので、ついでに旦那さんの貸出券も作って来てほしいと言われたとのことでしたので、祖父江の森図書館としては、合理的な理由がないので、貸出券を発行しなかったということがございます。そのうえで、先方はその根拠は、何に基づくものかということで、行政情報公開の請求や今回の審査請求を出されました。これが問題になるのは、祖父江の森図書館では運用でやむを得ない事情がある場合は代理人申請による貸出券の発行をしていましたが、今回はやむを得ない事情ではないということで、貸出券を発行しなかったということがございます。何らかの基準を設定しなければ今後ともこういうトラブルが発生するかと思われますので、今後利用者の皆様にも

わかるような基準を示していく予定です。

以上です。

○大崎委員

もう1点よろしいですか。参考までにこの方ご本人は、審査請求を出されたときは、ご本人が請求されたのでしょうか。代理人が請求されたのでしょうか。

●庶務課長

ご本人が郵送で請求を出されました。

◎教育長

ほかにございますか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第29号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第29号は承認されました。

本日の議案は、全て承認されました。ありがとうございました。

続きまして、6. 報告事項に移ります。「稲沢市教育委員会後援名義使用承認について」を庶務課から説明をお願いします。

●庶務課長

定例会事項の2ページをお願いいたします。5ページにかけまして、「稲沢市教育委員会後援名義使用承認一覧表」を掲載しております。ここに記載のとおり、13件の後援名義使用承認申請につきまして、事務取扱要領に基づき、承認させていただきましたことを報告いたします。

以上です。

◎教育長

続きまして、「稲沢市立学校保健結核対策検討委員の委嘱について」ほか1件を学校教育課から説明をお願いします。

●学校教育課長

定例会事項の6ページ、「稲沢市立学校保健結核対策検討委員の委嘱について」をお願いいたします。

委員の任期満了に伴い、「稲沢市立学校保健結核対策検討委員会設置要綱」第4条の規定により、委員を記載のとおり委嘱させていただきます。委員は「検討委員会の構成員」と「作業部会の構成員」に分かれており、それぞれ、丸印をつけた方々に委員を委嘱させていただきます。なお、委嘱期間は1年で、令

和8年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

続いて、定例会事項の7ページをお願いいたします。

稲沢市教育支援委員会委員につきまして、「稲沢市教育支援委員会要綱」第4条の規定により、「1委嘱者」のとおり委員を委嘱いたしますので、報告させていただきます。委員には、稲沢市医師会代表の服部克久様から、稲沢市特別支援教育推進委員会代表遠島雅大教諭までの方々に委員を委嘱させていただきます。稲沢市教育支援委員会では、児童生徒の就学に関する事項について審議してまいります。委嘱期間は1年で、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。

以上です。

◎教育長

続きまして、「稲沢市地域学校協働活動推進員の委嘱について」ほか2件を生涯学習課から説明をお願いします。

●生涯学習課長

8ページをお願いいたします。

1点目は、「稲沢市地域学校協働活動推進員の委嘱について」です。

「稲沢市地域学校協働活動推進事業実施要綱」第4条に基づき、8から9ページの名簿に記載の30名の方に、委嘱します。任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年で、地域と学校をつなぐコーディネーターとして活躍をお願いするものです。

次に、10ページをお願いいたします。

2点目は、「稲沢市少年愛護センター指導員の解嘱と委嘱について」です。

「稲沢市少年愛護センターの設置及び運営に関する規則」第4条に基づき、こちらの名簿のとおり2名を解嘱し、新たに5名の方に少年の街頭指導活動等を行っていただくため、委嘱するものです。委嘱期間は、前任者の残任期間となるため、令和9年3月31日までとなります。

次に11ページをお願いいたします。

3点目は、名古屋文理大学文化フォーラム・稲沢市民会館の令和9年度の休館日の変更について、指定管理者である稲沢市文化振興財団から申出があり、協議の結果、市として認めたものです。当初の予定であった令和9年4月26日を、令和9年4月27日に変更するのは、この日に愛知県神社庁尾張地区神社関係者大会を参加者1,000人程度で開催するため、休館日を変更し、受け入れることとしたものです。

以上です。

◎教育長

続きまして、「稲沢市学校開放運営委員会委員の委嘱について」ほか1件をスポーツ課から説明をお願いします。

●スポーツ課長

定例会事項の14ページをお願いいたします。

稲沢市学校開放運営委員会委員の委嘱について報告させていただきます。委員の任期満了に伴い、名簿に記載のとおり32名の委員を委嘱させていただいたものです。校務主任の先生方をお願いしております。

なお、学校開放運営委員の役割といたしましては、各学校とスポーツ課の間で、利用可能日などの連絡調整をお願いしているものです。また、新任委員は9名、再任委員は23名です。委嘱期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間です。

次に、稲沢市学校開放管理指導員及び学校開放管理指導事務取扱者の委嘱について報告させていただきます。

15ページをお願いいたします。

稲沢市学校開放管理指導員の委嘱について報告させていただきます。

委員の任期満了に伴い、名簿に記載のとおり12名の委員を委嘱させていただいたものです。なお、学校開放管理指導員の役割としましては、主に学校開放時における施設などの管理を行っていただいております。また、新任委員は2名、再任委員は10名です。委嘱期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間です。

続きまして、16ページをお願いします。

稲沢市学校開放管理指導事務取扱者の委嘱について報告いたします。

委員の任期満了に伴い、名簿に記載のとおり19名の委員を委嘱させていただいたものです。なお、学校開放管理指導事務取扱者は、主に学校開放運営協議会で利用団体間の連絡調整を行っていただいているものです。また、新任委員は6名、再任委員は13名です。委嘱期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間です。

以上で説明を終わります。

◎教育長

ただいま説明がありましたが、ご質問等、お聞きになりたいことがありましたらお願いします。

◎教育長

ないようですので、続きまして、7. その他について事務局から何かござい

ますか。

●学校教育課長

令和8年度稲沢市小中学校四役名簿、令和8年度稲沢市研究指定校の一覧、令和8年度教務主任等新・転任者名簿を配付させていただきました。

お目通しいただきますようお願いいたします。

◎教育長

ただいま、その他ということで説明がありました。ご質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

◎教育長

ないようですので、次回開催予定日時について、教育部長お願いいたします。

(教育部長から説明)

◎教育長

次回開催予定日時でございました。

これをもちまして、第4回教育委員会定例会を終わります。お疲れ様でございました。

次回開催予定日

令和8年5月12日（火） 午後1時30分
市役所議員総会室

－ 閉 会 －

令和8年5月12日

教 育 長

職務代理者

委 員

委 員

委 員

委 員

書 記